

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年十月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月二十九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷流山線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
吉川市大字吉川字屋敷付一五一一番一 地先から同 市大字保字北谷四七九番一 地先まで	吉川市大字吉川字屋敷付一五一一番一 地先から同 市大字保字北谷四七九番一 地先まで		区 間
二二・〇〇〇 三九・一〇	八・八〇〇 三四・五〇		敷地の幅員 (メートル)
九八二・五〇	九八三・六三		延 長 (メートル)
			備 考  令和4年度に新Aは吉川市に引き継ぐ予定。移管されるまでの期間は、新A・新Bの両方を管理する。